

## 一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構 定款施行細則

### (目的)

本細則は、本法人定款(以下「定款」という)4条の目的を達成するため、ならびに第6条の規定により定める。

### (正会員)

第2条 定款第6条第1項に規定する正会員は、理事会の推薦を受けた個人正会員と、認定者会員の中から理事会の推薦に基づいて代表理事の承認を得た認定者正会員より構成する。

2 本法人の認定者正会員としての入会を希望する個人は、原則として3回以上の認定を受けたもので、かつ理事会での承認を得なければならない。

3 正会員は本細則第8条に定める年会費を納入しなければならない。

4 定款第9条に規定する退会届の提出が困難な正会員については、理事会の協議によって退会を認めることができる。

5 認定者会員は退会届を提出し、自由に退会することができる。

### (賛助会員)

第3条 定款第6条2項に規定する賛助会員は、本法人の事業に賛助して入会した個人または法人とする。

2 本法人の賛助会員としての入会を希望する個人又は団体は、別に定める入会申請書を提出し、理事会と社員総会の承認のもとに、本法人の事業の賛助を目的に入会が認められる。

3 賛助会員は、本細則第8条および第9条に定める入会金と会費を納入しなければならない。

4 定款第9条に規定する退会届の提出が困難な賛助会員については、理事会の協議によって退会を認めることができる。

### (幹事)

第4条 幹事は個人正会員の中から理事会によって選任され事務局の職務を行う。

### (事務局)

第5条 事務局は以下のものをもって構成する。事務局構成員は代表理事により選任する。

- 1 業務執行理事
- 2 幹事(若干名)
- 3 事務局長
- 4 事務局員(若干名)

### (委員会)

第6条 定款第4条に示す事業を推進するにあたり、理事会の議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員長は代表理事が推薦し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

3. 委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
4. 委員の任期は1期3年、更新は連続3回までとする。
5. 委員の欠員が生じた場合には第6条3の手続きで補充できる。
6. 委員会の改廃は理事会の議を経て決する。

(入会金等)

第7条 認定者会員の入会金は認定料に含むものとする。

(年会費等)

第8条 定款第6条に定める正会員の年会費はつぎのとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円

第9条 定款第6条に定める賛助会員の入会金は、つぎのとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 10,000 円
- (2) 団体賛助会員 50,000 円

第10条 定款第6条に定める賛助会員の年会費は、つぎのとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 1口 20,000 円 (口数 自由)
- (2) 団体賛助会員 1口 50,000 円 (口数 自由)

(細則改廃)

第11条 本細則の改正は、定款の変更に関する定款第30条の規定を準用する。

2 前項に基づき改正された細則は、本細則と一体を為すものとして、その変更の効力発生と同時に施行する。

3 本細則は平成29年12月8日をもって制定する。

4 本細則は令和4年6月1日をもって改訂する。